

改正

令和4年3月30日告示第47号

令和6年6月18日告示第72号

六ヶ所村空家等除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、六ヶ所村住環境向上支援事業実施規則（令和3年規則第18号。以下「規則」という。）第2条第1項第4号に基づき実施する、六ヶ所村空家等除却補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に定める用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する空家等及び老朽住宅（現に居住の用に供されている住宅であって、構造、材料、設備等の劣化による老朽化の進行により居住その他の使用に適さなくなっている住宅をいう。）をいう。
- (2) 管理不全空家等 空家等のうち、法第13条第1項に規定する管理不全空家等をいう。
- (3) 特定空家等 空家等のうち、法第2条第2項に規定する特定空家等をいう。
- (4) 建築物 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (5) 工作物 土地に定着する人工物のうち、前号に規定するもの以外をいう。
- (6) 除却工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者であって、同法別表第一に掲げる土木工事業、建築工事業又は解体工事業のいずれかの許可を受けたものに請け負わせ、空家等並びに当該空家等に附属する建築物及び工作物（以下「附属建築物等」という。）の全部を除却し、その敷地を更地にする工事をいう。

(補助対象空家等)

第3条 補助金の交付の対象となる空家等（以下「補助対象空家等」という。）は、村内に存するもので次の各号の全てに該当する（同一敷地内にある附属建築物等を含む。）ものとする。

- (1) 所有権以外の私権が設定されていないこと。
- (2) 個人が所有するものであり、補助金の交付の申請時点において営利目的で所有している建築物ではないこと。
- (3) 法第22条第2項の勧告を受けていない空家であること。
- (4) 老朽住宅は、老朽住宅判定票（様式第1号）により判定した合計点数が15点以上であること。

2 前項各号の規定にかかわらず、公共事業等の補助の対象となっているもの又は火災その他の災害を原因として除却工事をするものは、補助対象としない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象空家等の登記事項証明書（未登記の場合は固定資産課税台帳）に所有者として記録されている者。ただし、当該補助対象空家等の所有者が不明である場合にあっては、

当該補助対象空家等を除却する権利を有する者を含む。(以下「所有者等」という。)

(2) 所有者等の相続人(以下「相続人」という。)

(3) 所有者等又は相続人から補助対象空家等の除却についての同意を得た者

(4) 補助金の交付の申請日より前に営利目的で所有していた建築物を除却する場合にあっては、補助対象者とその同一世帯員の中で主たる生計維持者の前年度の所得が563万円未満であること。

2 補助対象者は、補助対象空家等又はその敷地を複数の所有者等が共有しているときは、全ての所有者等及び相続人から同意を得た者でなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、借地に所在する補助対象空家等の場合であって、当該借地の所有者の同意を得られない者は補助対象者としな

(補助対象工事及び補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる工事(以下「補助対象工事」という。)は村内に主たる事業所を有する法人又は個人事業者(六ヶ所村建設工事入札参加者資格を有する者に限る。)が施工する補助対象空家等の除却工事とする。

2 補助金の交付の対象となる経費(消費税及び地方消費税を除く。以下「補助対象経費」という。)は、補助対象工事に係る解体、撤去及び処分に要する費用とする。この場合において、補助対象工事に伴う家財等の処分に要する費用を含むものとする。

3 火災、風水害等において保険金の対象となる場合は、前項に規定する補助対象経費から当該保険金を控除するものとする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額又は150万円(補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。以下この条において同じ。)のいずれか低い額とする。ただし、次に掲げる区分に該当する場合は、当該各号に定める額とする。

(1) 管理不全空家等で法第13条第2項の勧告を受けたもの 補助対象経費の合計額に3分の1を乗じて得た額又は90万円のいずれか低い額

(2) 特定空家等に認定されたもの 補助対象経費の合計額に6分の1を乗じて得た額又は50万円のいずれか低い額

(老朽住宅の事前調査等)

第7条 補助対象者は、老朽住宅について補助金の交付を受けようとする場合は、六ヶ所村空家等除却補助金事前調査申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 老朽住宅の位置図

(2) 老朽住宅の現況写真

(3) その他村長が必要と認める書類

2 村長は、前項の申請があった場合は、老朽住宅について調査し、その適否を六ヶ所村空家等除却補助金事前調査判定結果通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事に着手する日から起算して14日前までに、規則第3条第1項に規定する交付申請書に次に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

(1) 申請者本人の住所及び氏名等を確認することができる書類(運転免許証、旅券(パス

- ポート) 又は個人番号カード等の写し)
- (2) 工事概要を確認することができる図面 (案内図、配置図又は平面図等)
 - (3) 現況写真 (前条第1項の規定により提出済みの場合を除く。)
 - (4) 工事見積書 (内訳明細が明記されているものに限る。)
 - (5) 工事同意書及び印鑑証明書並びに登記事項証明書の写し (規則第3条第2項に該当する場合)
 - (6) 村外に住所を有するものにあつては、当該市町村の住民票の写し及び納税証明書
 - (7) 補助金振込先金融機関の通帳の写し
 - (8) 申請時以前に営利目的で所有していた補助対象住宅等にあつては、補助対象者の同一世帯全員の前年度の所得証明書
 - (9) その他村長が必要と認める書類
(実績報告)

第9条 規則第8条第2項に規定する村長が別に定める添付書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 契約書の写し
- (2) 領収書等支払いしたことを確認することができる書類
- (3) 除却後の現況写真
- (4) 廃棄物処理に関する処分証明書
- (5) その他村長が必要と認める書類
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日告示第47号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和6年6月18日告示第72号)

この告示は、告示の日から施行する。

様式第1号 (第3条関係)

老朽住宅判定票

判定年月日		所在地	
-------	--	-----	--

項目	観点	A (各0点)		B (各3点)		C (各5点)		備考
		なし	□	部分的	□	過半	□	
建築物の傾斜	倒壊の防止	なし	□	部分的	□	過半	□	
外装材(窓含む)の剥落、破損等	落下の防止等	なし	□	部分的	□	過半	□	
屋根ふき材の剥落、破損、変形	飛散や倒壊の防止	なし	□	部分的	□	過半	□	
門・塀等、擁壁の破損等	倒壊の防止	なし	□	部分的	□	過半	□	
軒・バルコニーそのほかの突出物の脱落、傾斜	倒壊の防止	なし	□	部分的	□	過半	□	
立木の枝のはみだし等	倒壊や通行障害等の防止	なし	□	部分的	□	過半	□	
ごみの散乱等	景観悪化の防止	なし	□	部分的	□	過半	□	
気密性の有無(二重窓など)	活用見込	あり	□	部分的	□	なし	□	
建築年数	倒壊の防止	22年以下	□	23年以上、30年以下	□	30年以上	□	事前調査申請書から判定
水洗トイレの設置	活用見込	あり	□	-	□	なし	□	開き取りにて判定
水道・下水道が通っているか	活用見込	通っている	□	-	□	通っていない	□	開き取りにて判定
電気が通っているか	活用見込	通っている	□	-	□	通っていない	□	開き取りにて判定
ガスが通っているか	活用見込	通っている	□	-	□	通っていない	□	開き取りにて判定
		小計	点	小計	点	小計	点	
		計 点						

【判定欄】

合計 点	対象 ・ 対象外
判定者： 印	

様式第2号 (第7条関係)

年 月 日

六ヶ所村長 様

住 所
氏 名 印
電話番号

六ヶ所村空家等除却補助金事前調査申請書

年度において実施する六ヶ所村空家等除却事業について、老朽住宅の除却工事に係る補助金の交付を受けたいので、六ヶ所村空家等除却補助金交付要綱第7条第1項に基づき関係書類を添えて申請します。

1 老朽住宅の所在地 六ヶ所村 _____

2 老朽住宅の建築年月 _____ 年 _____ 月

3 確認事項

確認事項	署名欄
事前調査にあたり、六ヶ所村職員が当該老朽住宅に立ち入ることについて同意します。	